

平成17年度第1回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

日 時	平成17年9月22日(木) 午前10時~正午
場 所	練馬区役所本庁舎地下 多目的会議室
出席委員数	46名 (欠席委員数6名)
傍聴者数	0名
事務局(危機管理室長)	<p>本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠に有難うございます。只今から、平成17年度第1回安全・安心協議会を開催させていただきます。私は危機管理室長の黒米と申します。協議会会長が決まるまでの会の進行につきまして、事務局を代表して私が行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、協議会の開会に先立ちまして、練馬区長の志村豊志郎よりご挨拶を申し上げます。</p>
志村区長	<p>皆さん、おはようございます。今日は、大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠に有難うございます。昨年の暮れに、安全・安心の条例を施行させていただきましたが、本日はその条例に基づきました第一回目の安全・安心協議会です。昨年は、条例の制定にあたりまして原案の段階で皆様に大変お世話になり、有難うございました。</p> <p>犯罪の発生は全国的にはやや収まってきており、練馬区でも件数が減りつつあるといえます。昨年の暮れに条例ができましたが、その後も区として様々な対策を重ねてまいりました。今回から新たに7名の公募委員の方々が委員になりましたが、どうか新しい視点でいろいろなご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私から協議会への諮問事項に関しまして、安全・安心は区にとって大事な課題ですので、皆様方のご意見、ご協議、ご討論を活発にお願いしたいと思います。本日はちょうど第三回区議会定例会の初日ですが、この定例会に安全・安心関係の大幅な補正予算を提出しております。中身は街かど安全10万人の目警戒運動の実施や、安全・安心パトロールカー2台の追加購入、児童施設への緊急通報装置の配備などを入れております。議会の議決を経てから予算となるわけですが、私も安全・安心の課題については懸命に取り組んでおります。また、本日お集まりの皆様方も同じ立場、同じご意見でご活躍をいただいておりますが、皆様の手で安全・安心というものをさらにさらに強いものにしていただきたいと思います。</p> <p>また、このたびの集中豪雨では、500世帯を上回る床上・床下浸水の被害が出ました。また、道路冠水もあり、自動車交通が場所によっては途絶えたということもあります。犯罪や火災以外にも、地球環境が変わってきたということで、局地的な大雨がいつ起こるかかわからないという状況です。アメリカではハリケーンもありましたが、このたびの大雨は1時間降雨に換算して100ミリといった雨でした。東京都が実施している水の対策は50ミリに対応する計画ですが、石神井川につきまして30ミリのまま工事が終結していない場所もあります。また、区内には高台低地があり、いつまた大雨による冠水が起こるかかわかりません。安全・安心の中には水防というものも関わってくると思います。</p> <p>いずれにいたしましても、警察署、消防署、区、それを取り巻く団体の皆様方の知恵を結集して、練馬区民の安全・安心のために、ご協力やご努力を頂戴したいと思います。本日は誠に有難うございます。</p>
事務局(危機管理室長)	<p>お手元の案件表に沿って、進めさせていただきたいと存じます。初めに、協議会委員のご紹介です。事務局から、各委員の団体名とお名前を読み上げさせていただきます。委員の皆様方は、お名前が読み上げられましたら、ご起立いただきますよう、お願いいたします。</p>

事務局(安全・安心担当 課長) (委員紹介)

事務局(危機管理室長) 次に委嘱状の交付に移ります。委嘱状につきましては、あらかじめ委員の皆様方の席上に配布させていただいております。本来であれば、区長よりお一人お一人にお渡しすべきところではありますが、誠に恐れ入りますが、これにより委嘱状の交付に代えさせていただきたいと存じます。それぞれ委嘱状の記載内容についてご確認いただき、もし間違い等がありましたら、事務局までお申し出いただければ、差し替えさせていただきます。
続きまして、協議会運営事項に入ります。まず初めに、練馬区安全・安心協議会の概要につきまして、事務局からご説明申し上げます。

事務局(安全・安心担当 課長) 「練馬区安全・安心協議会について」の説明・・・資料2

事務局(危機管理室長) 只今、資料2に基づきましてご説明いたしました。ご質問等はございませんでしょうか。

(発言なし)

事務局(危機管理室長) 次に、協議会会長、副会長の選任に移りたいと思います。まず、会長の選任につきましては、委員の互選により定めることとなっております。自薦・他薦どちらでも結構です。ぜひ委員のご発言をお願いいたします。

委員 昨年副会長をお務めいただきました練馬防犯協会の内田欽三郎さんに、会長をお受けいただければと思います。

事務局(危機管理室長) 只今、委員から、練馬防犯協会会長の内田委員を会長に推薦する旨のご発言がありました。内田委員に会長をお願いするということでいかがでしょうか。

(拍手多数)

事務局(危機管理室長) ご異議なしと認め、内田委員にご承諾いただければ、会長をお願いしたいと思います。

次に副会長の選任に移ります。副会長は2名置くこととし、委員の中から会長が指名することとしております。内田会長から副会長を2名ご指名願います。

内田会長 副会長のご指名をさせていただきます。まず、お一人目は、昨年度ご一緒に副会長をお務めいただきました練馬消防団長の渡辺綱吉さんをお願いしたいと思います。もうお一方は、光が丘防犯協会会長の田中富司穂さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

事務局(危機管理室長) 只今、内田会長から、練馬消防団長の渡辺綱吉委員と、光が丘防犯協会会長の田中富司穂委員のご指名がありました。お二人にご承諾いただければ、副会長をお願いしたいと思います。

それでは、会長・副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

内田会長

内田でございます。この席に皆様方からご推挙いただきまして思い起こしますことは、安全・安心条例は陳情・請願を繰り返して8年間、陽の目を見ませんでした。昨年志村区長や各会派の議員のご理解をいただきまして、制定することができました。心から喜びを感じている次第です。私がなぜこの条例にこだわったかということですが、当初は3分の1程度の区で条例が制定されていたものが、この間に約半数以上の区で制定されたということで、強い思いがこみ上げてきました。何度も直談判で区長をお願いしてきました。練馬区民の生命・財産や各地域の犯罪防止、子どもたちの健全育成というものに対し、直接携わる警察官の数は3署合わせても約1,100名で、一人当たりの分担率も大変なものです。少数精鋭の署員が休みも無い活動をして初めて、安心した生活が過ごせていると考えています。今こそ皆様方と力を併せ、でき得る協力を行うことをご理解いただき、心からのご支援とご協力をいただきまして、この会を素晴らしい内容で進めていきたいと思っております。どうぞご支援・ご協力をお願いいたします。

渡辺副会長

渡辺でございます。本日ご列席の皆様方は、それぞれのお立場で責任のある方々ばかりです。これから内田会長を筆頭に皆様と共に、この協議会を推進していくために微力を尽くしていく所存です。今後とも、ご指導・ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

田中副会長

田中でございます。街かど安全10万人の目ということで、練馬区全体で安全・安心のまちづくりを進めております。まず、信頼関係が第一ではないかと思っております。力を合わせて皆様方のご要望の応えられるように行っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(危機管理室長)

それでは、協議会の進行を会長をお願いいたします。

内田会長

本来であれば、会長が進行するわけですが、初日でもありますし、このまま事務局に進行していただきたいと思っております。

事務局(危機管理室長)

大変僭越ではありますが、会長のご指示によりまして、引き続き進行させていただきます。

まず最初の検討事項ですが、「練馬区安全・安心協議会への諮問事項について」です。先ほど事務局からの説明でもありましたが、協議会は区長の諮問に応じて開催し、審議・答申することと規定されております。区長からの諮問につきましては、資料3としてご用意させていただきました。事務局から読み上げさせます。

事務局(安全・安心担当課長)

「練馬区安全・安心協議会への諮問事項について」の説明・・・資料3

事務局(危機管理室長)

資料3のかがみ部分にも記載がありますとおり、諮問につきましてはこの会において検討し、平成18年度末までにご答申をいただきたいと考えております。具体的な検討は、委員の皆様方からの要求等による資料を取り揃えた上で、次回からになると思っております。本日はこの諮問の検討の参考になるものと考えまして、現在区で実施しております安全・安心まちづくり施策の体系につきまして資料を用意しましたので、事務局から説明させていただきます。

事務局(安全・安心担当課長)

「練馬区安全・安心まちづくり施策の体系について」の説明・・・資料4

事務局(危機管理室長) 只今、資料4に基づきまして、区の実施策のご説明をいたしました。今回の諮問を次回以降検討していただくにあたりまして、必要となる資料がありましたら、お申し出をお願いいたします。また、これまでの諮問や資料に対するご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

委員 諮問の内容は非常に重い課題であると受け止めています。私共も、審議するにあたりましては、相当本腰を入れてかからねばと思います。
諮問事項の主旨の中程に、安全・安心まちづくりにかかる最重要施策と位置づけいろいろ検討している、とあります。また、終わりの方には、区が担うべき役割について具体的手法を諮問する、と書いてあります。この諮問事項を審議するにあたりまして、1年間でやれるものを具体的にお示するのがいいのか、長期的なスパンで考え、何年か先にこうあるべきだというビジョンをまず確立し、実施計画を立ててそれを達成していくか、諮問者の立場の方から協議会に対して何を求めているのか、基本的なスタンスをお伺いしたいと思います。

事務局(安全・安心担当課長) まず、諮問の本文につきましては、地域連携体制の構築にあたっての区の役割という、若干広い範囲の諮問をさせていただいております。委員の皆様方に、例えば行政計画のような長期的な計画だけをお願いすることは似つかわしくないと考えておりますので、基本的には短期的に実現できるものを含めて、具体的にこういう形でこういう範囲で地域の連携を、といったご提言や、あるいはこのような方法で区民の支援をすることが一番喜ばれるといったようなご提言をいただければ、一つの目的が達成できると考えております。ただ、それぞれの具体的な手法も、バラバラに並べただけというものの方が好ましいかということもありますので、具体的な手法をお出しいただく中で、長期的な考えに基づいて行っていくのが好ましいのではないかとご意見があれば、具体的な手法と並行して承り、整理をさせていただき、それも含めて区の役割についての答申ができるものと考えております。委員の皆様にはまず具体的な手法をお考えいただき、その中でさらに体系的な考えが出てくれば、一段と素晴らしい答申になるのではないかと考えております。

委員 区内69校の小学校1年と4年に、「こんなときどうする」という冊子を、毎年1万4千部配布しています。子どもたちも含めてどうあるべきかということであり、練馬警察署が提唱された街かど安全10万人の目警戒運動の意識付けを、子どもたちに向けてどのように取り組んでいくかお聞きします。

事務局(安全・安心担当課長) 子どもの安全の確保につきましては、従来も子どもの安全のつどいや防犯ブザーの配布を行っており、まず第一に優先される事項の一つであると考えています。小学生には「こんなときどうする」という冊子を配布していますが、それ以外にも安全教育を広く捉えており、セーフティ教室につきましても警察の協力をいただいて、来年度は全学校で実施することになっております。私共が進めている安全・安心パトロールカーによる巡回につきましても、今後小学校を1日1回巡回できるような体制を考えています。子どもの安全確保につきましても、この諮問の中でご意見をいただければ、検討させていただきたいと考えております。

委員 子どもたちに対し、どのように意識を持たせられるかということも、小学校で教育すべきではないかと思っております。このことが、子どもも含めた安全・安心まちづくりにつながっていくと思っております。

事務局
(安全・安心担当課長)

「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の中でも、安全教育について積極的に推進することを定めています。これは子どもに対する働きかけを含むもので、日常的に学校でもご指導いただいたり、また私共の防犯ブザーについても毎日携帯し、何故それが必要なのかも含めて子ども自らも自分の身を守ることを覚えていただく、あるいは、大人が協力しなければならない部分につきましても、それを子どもに伝えながら安全教育を推進していくものと考えております。

委員

大人自身が、悪い点を子どもに示していることも多く、むしろ大人に教育していただく方が先だと思います。商店街でも、道路にどんどん荷物を出して占有していることも結構あります。まず大人が違反していることが多いから、子どもが真似をするという反省を持つような条例を作っていただきたいと思います。

事務局
(安全・安心担当課長)

子どもばかりでなく、まず大人が範を示すことが大前提です。これまでもこのような形で実施していますが、今後も進めていきたいと考えています。道路の占有という問題につきましては、甚だしい場合は区でお願いして改めさせていただくことも行っています。基本的にはマナーの問題ということもありますし、交通安全や環境面といった施策での状況を見るということもあります。事業の中で充実を図っていくということでご意見を承ればと考えております。

委員

町会の規約を見ますと、組織には総務部や文化部等がありますが、防犯というものがどのように位置づけられているのに関心を持っています。プランニングする場合には、足元をしっかりと押さえた上で対応していきたいと考えていますので、分かる範囲で資料をご提出いただきたいと思います。

事務局
(安全・安心担当課長)

町会・自治会につきましては、区内で230あまり加盟していただいております。その中で、専門的に防犯部という組織をお持ちの町会・自治会も承知しています。一般的な組織につきましては、調査させていただきたいと思います。

委員

せっかく安全・安心協議会ができたのですから、一つのまとまりの中で一つの市民運動として、ボランティア活動を一齐に立ち上げるような協力体制を作ってはどうかと思います。具体的な例としては、巡回チームとして毎日誰かが見回っているという形が取ればよいと思います。既に活動を行っている地域もあると聞きますが、全体としてはなかなかできないかと思いません。協議会として、ボランティアを募集するポスター等を作製するなど、各地域で啓発活動を行ったらと思います。学校や郵便局等の地域の掲示板に張り出して一般公募したらどうかと思います。

事務局
(安全・安心担当課長)

ボランティア活動に関しましては、町会・自治会やPTA等、区に登録していただいている団体で既に120を超えています。街かど安全10万人の目警戒運動につきましても、地域の目を防犯に活かす活動です。ご指摘のような、協議会から発進するボランティア活動についても、検討の材料としたいと思います。

委員

区民の体感治安が悪化しているとのことですが、暦年の傾向や区民の満足度にエリアや年齢による違い等があるのかが分からないと、具体的な施策に落とし込めないように思います。

平成17年度第1回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

- 事務局
(安全・安心担当課長) 防犯・風紀の項目は、区民意識意向調査の中で、毎年区民にお尋ねしています。年齢や性別のクロス集計につきましても、可能な範囲で資料にまとめさせていただきたいと思います。
- 事務局(危機管理室長) 次に報告事項に入ります。まず一括して説明させていただき、その後に質疑等をお願いいたします。
- 事務局(安全・安心担当課長) 報告事項についての説明・・・資料5～9
- 事務局(危機管理室長) それぞれの資料につきまして、ご質問等がありましたら、お願いいたします。
- 委員 資料9について、「練馬区民のつどい」は、光が丘に限らず、他の地区でも実施しますか。
- 事務局(安全・安心担当課長) 例年、「練馬区民のつどい」を、練馬・光が丘・石神井の3つの地区を交代する形で行っています。来年は石神井地区になると思います。
- 委員 年に1ヶ所ではなく、同年に何ヶ所かで行うべきはないかと思います。
- 事務局(安全・安心担当課長) 「練馬区民のつどい」だけではなく、このような行事は区や警察・防犯協会、消防署等、いくつもあります。これらについては、年1回だけではありません。また、区としても防犯・防火フェアやその他のイベントについても、それぞれの地域で毎年何度か実施しています。
- 委員 特に、街かど安全10万人の目警戒運動は素晴らしいと思います。お金は有限、心を開くのは無限ということで、お金のかからないようなもので、いかに心を耕していくかということを考えていきたいと思います。事務局はどんどん啓発に努めてほしいと思います。
- 委員 資料6のメール配信事業について、現在も警察からメールをいただいています。最初は興味を持って見ていたのですが、緊急性がないということで段々と一生懸命は見なくなりました。新しく区として始める事業ですから、緊急性のある情報を、いかに警察から差し支えない程度に引き出して配信するかということが、興味を持たせる大切なポイントだと思います。その点、どのような方法で警察から情報を得て配信する予定でしょうか。
- 事務局(安全・安心担当課長) メール配信事業につきましては、これまでの他区の例も踏まえまして、現在も3警察署と協議を進めています。配信する内容につきましては、性質によっては当然警察署に中身の確認等をしなければ、事実関係を確認できないものもあります。他区の例では、やはり日にちがかかって、情報としての価値が下がってしまうということがあったことも聞いております。極力、時間を経たないうちに、地域の皆様が対応できるような情報を流せるように調整していきたいと考えております。

委員

防犯ブザーについてお伺いします。小中学生に配布した防犯ブザーを学校で点検していますか。せっかく配ったブザーそのものが、電池切れや故障していたら何もならないように思います。ぜひ定期的に点検をしていただき、電気屋さんで見てもらうなどしていただきたいと思います。そのようにすれば、商店街と安全・安心での関係がつながってくると思います。

事務局
(安全・安心担当課長)

防犯ブザーにつきましては、子どもが痴漢にあった事件等の情報が流れるたびに、その都度、ブザーを携帯するようという注意がされています。学校によって若干差はあると思いますが、防犯ブザーの携帯について、また、作動するかの確認について、先生方からご指導いただくようお願いしています。ご提案をいただきました点検や電池の補充等について、商店街でもいろいろご協力をいただけるとのことですので、その点も含めて学校の現場の先生方にもお伝えをしていきたいと考えます。

委員

安全・安心パトロールカーについて、商店街連合会は区全体で10地区あり、商店街数は約90あります。暮れやお盆、共同の売り出しなど、パトロールができない月も結構あります。月1回の貸し出しということであると、パトロールができないということもあり得ます。団体によって月2回貸し出せる等の配慮ができませんか。

事務局
(安全・安心担当課長)

安全・安心パトロールカーは現在4台所有していますが、昼間の時間帯には学校に立ち寄るパトロールを行っている事情もありまして、貸し出しに回せる車両は1台ないしは2台です。全区的な組織でも貸出し対象とさせていただいておりますし、それぞれの商店会も個別にお借りいただくことができます。お借りいただく主体を区別していただければ、実態としては月に2・3度お貸しすることも可能だと考えております。貸し出し回数を月2回まで増やした場合に、事業の運用ができるか否かにつきましては、検討させていただきます。

委員

交番の問題ですが、交番と地域住民との連携体制というものは、防犯体制を作る上で、今後かなり重要になってくると思われれます。以前は交番が留守のケースがありましたが、最近は帽子の違う方が座っていて、空き交番ということはなくなったように感じ、好ましい傾向だと思います。空き交番をなくすために、最近、具体的な施策を取られたか、簡単にご説明をいただきたいと思ひます。

委員(警察署)

空き交番対策については、大変問題になっております。治安情勢を鑑みて警察官の数が足りないということで、公務員が人数を減らす中、警察官は増員計画が認められてきている経緯があります。しかし、どうしても人員が足りませんので、それぞれの所轄署が工夫して、地域の犯罪の発生状況を見ながらやってきました。増員といいましても、警視庁管内101署に300名だけの増員ということで、ただちに空き交番が解消されるということではありません。なかなか警察官を確保することは難しい中で、OBの再雇用職員による交番相談員を増やすことで、急場をしのいでいる状況です。日中には交番に少なくとも交番相談員が必ずいて、地域の方々の要望に対応できる、また、相談員で対応できない場合は本署と連絡をとってなるべく迅速に対応するという形でやっています。ご承知のように、練馬区は23区内でも被害が多い地域ですので、交番の警察官の運用についても、夜間は地域の犯罪発生状況に応じて警察官を集中的に投入して運用しています。警察としても、できるだけ地域の皆様の要望に応えられるように創意工夫しながら交番を空けないように努力していますので、ご理解ください。

事務局(危機管理室長) 他になければ、会長から、閉会のご挨拶をお願いいたします。

内田会長

長時間に渡りましてご審議いただき、貴重なご意見をいただきまして、有難うございました。今も話に出ていましたが、街かど安全10万人の目警戒運動につきましては、最初は練馬警察署単体で始めましたが、現在は区内3署で行っています。犯罪の減少率が前年比で40%減という効果が出ており、これを続けていくことが私共の大きな願いです。私もパトカーで管内を回りますが、人が本当にいらっやしません。住宅街では一区画・二区画回って3人にお会いできれば、人に会った方です。そこで、鉢植えの花を家の外に飾っていただいて、お家の方が外に出ていただいて花をご覧いただくことが一番の犯罪防止です。今後はこれを重点的に続けていきたいと思っています。私たちの強い願いは毎日何事も無く安心して暮らせる街づくりです。皆様方と一緒に、また貴重なご意見を数多くいただいて、より素晴らしい協議会としてまい進してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。有難うございました。

事務局(危機管理室長) それでは、本日の協議会を終了させていただきます。次回は2月頃を予定しておりますが、あらためてご通知申し上げます。本日は、長時間有難うございました。